

敗戦後四十年ころから、日本とドイツの戦後を比較することが盛んである。実際、戦犯の扱いや戦争犠牲者への補償、あるいはその前提となる歴史認識において両国の隔たりは大きい。実際に悲しむべきことであるが、戦後五十年を経て、日本は過去を反省しない国というイメージが、アジア諸国をはじめとする国際社会の中に定着してしまった。これはいったい何によるのであるか。政治家の資質・国民性・宗教や文化・国際環境と要因は多くあるが、突き詰めればそれは「政治文化」を巡る両国の差異ということになるであろう。そうした意味で「政治文化」を考えたいと思つ。

三島憲一は、日独の戦後を見つめて次のように言う。

「過去の犯罪を承認し、最低限必要な処分を行ふことで、決着と忘却をめざす動きに対抗して、問題のこの次元を取り上げる努力こそが、戦後西ドイツの【過去の克服】を特徴づけている。問われているのは政治文化のあり方な

日本の政治文化と教会

——悔い改めない文化と教会の責任——

山口 陽一

はじめに

のである」。⁽¹⁾

一方「過去の克服」⁽²⁾に取り組むドイツの政治文化の代表的担い手であるR・V・ヴァイツゼッカーは、一九八九年、ニューヨークのユニオン神学校における講演「政治における赦し」において「キリスト教の信仰とキリスト者としての生活は、悔悟と赦罪にその根底がある」とした上で、その政治生活における適用の困難とその可能性について語っている。つまり、一国の罪責は、一人のキリスト者の新生ほど明白に解決されない。それは、「罪は、無罪と同様に、集団に関わることではなく、人間ひとりひとりに関わることであり、一国民全体の罪、あるいは無罪などということは、存在しない」ことによる。これが彼の基本的な理解である。これに対し悔悟と赦罪を政治に適応できる、あるいはしなければならない理由は、「それにもかかわらず、歴史の重荷は、人間ひとりひとりへの関わりを越えたものである」ことによる。そして想起と和解が語られ、「国民は国民全体としては、告白し悔悟し忘却することはあり得ない」とだと思います。しかし人間は、人間の名において、人生がさらに前進を重ね、傷が癒され得るように行動できます」と結ばれるのである。⁽³⁾

キリスト教信仰の根底である悔悟と赦罪は、短絡はできないものの政治の課題でもあると考える政治家を持つ国民は幸いであると言う他ない。しかし、近代国家が戦争の罪責を負うという場合、罪責を負う政府と、そのような政府を生み出し維持する国民一人一人の存在が不可欠となるわけであるから、政治家の資質を羨んでばかりもおられない。問われているのは政治を下支えする「政治文化」のあり方なのであり、日本の教会がそこに如何に寄与できるかということである。

以下、この小論では、戦時下における教会の罪責について述べるとともに、敗戦後にも悔い改めるべき罪責の本質に気づかず、かえって絶讐悔運動に積極的に協力することによって天皇免責に貢献してしまった我が国のことにつき祭に至る一連の事態の中で、教会は戦後責任をあらためて問われているのではないだろうか。

戦時下における教会の罪責

戦争責任を論ずる場合の「戦争」は、明治国家成立以降における一連の対外侵略戦争とそこに生じた植民地支配の帰結としての「アジア太平洋戦争」（一九三一～一九四五年）を指している。一九二八年、日本基督教連盟社会信条に「無戦世界の実現」を掲げた教会は、一九三〇年代の世相の激変の中で、為すべもなく戦争を肯定し、協力体制を整えて行つた。

しかし、教会がこの時点で急変したと考えるのはふさわしくない。というのも、日清戦争を文明の未開に対する正義の戦争として以来、日露戦争から非戦論に転じた内村鑑三らの存在にも拘らず、大方の教会は戦争を肯定し、特に戦時には積極的な協力姿勢を示して來た。三教会同（一九一二年）では、「我ラハ各々ソノ教義ヲ發揮シ 皇運ヲ扶翼シ益々國民道德ノ振興ヲ國ランコトヲ期ス」と宗教報國の決意を表明し、植民地の獲得についてはこれを是認し伝道地を拡大してきたのである。日本組合基督教会の朝鮮伝道は、伝道と皇民化を目的としたあまりにも露骨な宗教報國の端緒であり、かつ失敗を糊塗して全く反省することのなかった悪しき先例である。天皇制に至つては、これに真っ向から

反対する議論は教会内には皆無であった。神社問題に目を転じれば、国家は明治十年代には國家神道の祭祀と宗教を分離する方針を固め、一九〇〇年には神社局と宗教局を別個に設置することで、神社非宗教を制度化していた。一九三〇年の「神社問題に関する進言」で神社問題に対する認識を示しながら、最終判断を国家の側に委ねる教会は、神社非宗教論に拠つて戦時下を潜り抜けることになる。一九一五年から一九三七年まで続いた教会合同の努力が行き詰まり、日本戦争に突入した段階で、教会はもはや大政翼賛の道を歩む以外なくなっていたのである。

一九三九年の宗教団体法によつて一九四一年に成立した日本基督教団は、「皇國ノ道ニ従ヒテ信仰ニ徹シ各其分ヲ尽シテ皇運ヲ扶翼シ奉ルベシ」（教団規則第一章第七条「生活綱領」）とうたうところの皇國に屈したキリスト教であり、皇運の扶翼をその使命とする御用宗教団体であつた。翌年正月に富田統理は伊勢神宮に参拝し、新教団の発足を報告してその発展を希願したのである。大東亜共栄圏を神の国と重ね、殉國を殉教と見做した戦時体制の下では、きめで純粹な信仰さえもが宣撫活動に取り込まれていった。「教会と国家」の観点を持たない明治以来の教会は、その弱点をあますところなく頭にしたと言わざるを得ない。

敗戦後、教会の戦争責任について論じた最初期の書物のなかに安藤肇の「深き淵より」（一九五九年）がある。⁽⁴⁾ こでは、重苦しい問題について他に先んじて語り始められた安藤の告白と提言に耳を傾けよう。彼は言う、「本気で宗教を信じようとすることは、戦争中の宗教団体の敗北の姿を正視するだけの勇気を持たなければならない。より真実な信仰を得るために、一度とあやまちをくりかえさないために。」（一〇八頁）

安藤が何をもつて教会の敗北と考えたかと言えば、それは偶像礼拝に他ならない。

「キリスト教信仰の本質からいえば、酒や煙草のことよりも、宮城遙拝や、御真影礼拝の方がはるかに信仰と矛盾するものだったのである。洗礼をうけてからも酒や煙草をのむ人は、大変な罪を犯すものという考えが教会の中に

あつた。しかし、宮城遙拝や御真影礼拝を、はつきり罪であると断定する強烈な精神を教会は失っていた。この強烈な精神の欠如が戦時中の教会の挫折の原因であり、日本の教会の最大の欠点であつた」（九六頁）

彼は、この「強烈な精神」を「宗教的愛」とも言い換えている。⁽⁵⁾ 敗戦後、戦時下に生命を賭して節を守つた共産主義者がいたことを初めて知つたことで衝撃を受け、キリスト教の敗北を問い合わせ始めた安藤は、戦争協力の実態を軽視したわけではない。だが教会の罪はそれほどどまるものではなく、キリスト教信仰の根幹に関わるものであつたことを、彼は黙認しなかつた。

「戦時中の私たちは、人間味豊かな指導者を持つてはいたが、神の前に立つ時の決断を教えてくれる指導者を持つていなかつた。私はキリストのために殉ずる、君も殉じたまえと言えるだけの愛と信頼とが当時の教会のなかに失われていたのではないだろうか。他人に迷惑をかけることのみを恐れ、また他人からの迷惑のかかることを恐れて、真理への愛がなおざりにされてしまつたのではなかつたろうか。」（一一三頁）

一九五〇年代後半は、反戦平和運動の高まりの中で教会が戦時下の在り方を再度反省し始めた時期であるが、その時点で天皇制にまつわる偶像礼拝を教会の罪とし「強烈な精神」と「宗教的愛」の欠如を指摘したことは大きな意義を持つ。それは教会にとって最も痛いところであつた。教会の責任は、当然のことながら侵略戦争への加担とアジアの教会への靈的責任をも含めて問われなければならない。しかし、国家的偶像礼拝に否を言えなかつたことこそがその根源なのである。大方の教会は、この罪責とともに、あるいはこの罪責のゆえに大東亜共栄圏を神の国にオーバーラップさせて侵略戦争に加担したのであり、それ 자체が偶像礼拝であつたと觀ることもできる。

詩篇には、いみじくも次のように詩われている。

「異邦の民の偶像是、銀や金で、人の手のわざです。口があつても語れず、目があつても見えません。耳があつて

も聞こえず、また、その口には息がありません。これを造る者もこれに信頼する者もみな、これと同じです」（一）

三五篇一五〇一八

国家的な偶像礼拝を承認して神ならぬ者を神と並べ、唯一神信仰をなしくずしにした時、日本の教会は、真理を見抜く目、みことばを聞き分ける耳、主を大胆に証しする口を失つて、伝道報国の道に邁進する以外なかつたのである。

二、敗戦と「懺悔」

安藤に聽くべきもう一つのことは、敗戦直後の教会の責任についての指摘である。

「自由のなかつた時に犯したあやまちについては、その責任を問わることは少ないのである。もし責任が問われるならば、自由が失われつた時に何をしたか、また何をしなかつたかということであり、次に自由が回復された時に何をしたか、また何をしなかつたかということである。平和が回復された時、自由が保証された時、教会は何をしたであろうか。」（一四九頁）

不敬罪は一九四七年の刑法改正で削除されるまで残存してはいたものの、一九四五八年八月十五日を境に教会を取り巻く環境は一変した。この時、教会がどうであったかを問うことは、ある意味で戦時下の敗北を問うこと以上に重要なことである。なぜならば、そこには教会の戦争責任に関する本質的な問題が現れるからであり、教会の罪責についての反論や弁明の余地は、そこには最早残されていないと思われるからである。

教会はどのように敗戦を迎へ、どのように対処したのであるか。戦時体制に即応して成立した日本基督教団の教会

数は、一九四二年に一八七五であつたが、敗戦時には全国で四二二教会が何らかの形で罹災していたという。⁽⁶⁾ 応召と徵用、さらには疎開で礼拝に集まる信徒は激減し、多くの教会施設が軍事・軍需に徵用されるという事態の中を、教団は「決戦体勢宣言」によつて突き進んだ。

「此ノ時ニ当リ皇國ニ使命ヲ有スル本教団ハ皇國必勝ノ為ニ蹶起シ、断乎驕敵ヲ擊摧シ、以テ宸襟ヲ安ンジ奉ラザルベカラズ。（中略）偶文部當局ニ於テモ戰時宗教強化活動方策要綱ヲ發シ全國宗教團体ニ要望スル所アリ。本教団ハ茲ニ其ノ本来ノ使命ニ鑑ミ、諸要綱ノ精神ニ呼応シ、戰爭一本ノ決戦態勢ヲ整ヘ、全國諸教会一致結束シテ我ガ國民士氣ノ昂揚ト戰力ノ飛躍的増強トニ努メ、以テ皇國ノ徹底的勝利ノ為ニ信徒ノ總力ヲ奉獻センコトヲ期ス。」
(昭和十九年八月)

「本来の使命」に鑑み、文部省の戰時宗教強化活動方策要綱に応えるとある。教団はまさにそのための組織であり、皇國への献身は最後まで貫かれた。一九四五年八月十六日には銀座教会における戦意昂揚音樂礼拝が賀川豊彦を説教者として企画され、以後毎週そのような集会を行なうことになつていた。このように最後の最後まで「本来の使命」に忠実だつた教団であるが、ついに八月十五日を迎ることになる。教団の首脳者たちは焼け残つた神田錦町の教団事務所でボツダム宣言受諾放送を聞き、直ちに承認必謹の祈祷会を開き、翌々日には次のような方針を決める。

「一、日本基督教団は、今後的情勢の如何に拘らず、独立独自の立場に立つて、日本教學の樹立と日本伝道に邁進すべき事。一、いやしくも【我らキリスト者の時代がきた】等の軽率なる言動をなさざること。」⁽⁷⁾

そして、教団統理の二十八日付「指令」となる。

「聖断一度下リ畏クモ詔書ノ渙發トナル而シテ我ガ國民ノ進ムベキ道茲ニ定マレリ。本教団ノ教師及ビ信徒ハ此際聖ヒテ奉戴シ國体護持ノ一念ニ徹シ、愈々信仰ニ励ミ将来ノ國力再興ニ傾ケ以テ聖慮ニ応ヘ奉ラザルベカラズ。我

等ハ先ズ事茲ニ至リタルハ畢竟我等ノ匪躬ノ誠足ラズ報國ノ力乏シキに因リシコトヲ深刻ニ反省懺悔シ、今後述ベキ荊棘ノ道ヲ忍苦精進以テ新日本ノ精神的基礎建設ニ貢献センコトヲ嚴カニ誓フベシ」⁽⁸⁾

この文章には教団幹部の考え方が如実に現れる。深刻な「懺悔」は、「匪躬（天皇にお仕えする心）ノ誠」が足りず敗戦に至つたことに対することである。主なる神への懺悔ではなく、アジアの人々に対してでもない、天皇に対する懺悔である。スローガンは「戦争一本ノ決戦態勢」から「新日本ノ精神的基礎建設」に代わつたものの宗教報國には何の変化もない。大東亜共栄圏の精神的基礎たらんとした教会は、手のひらを返して新日本の精神的基礎たらんとする。もとより「国体護持ノ一念ニ徹シ」という指令には、「国体」に対する戦いは微塵もなく、国体護持のために戦いがあるのみであった。これに続く箇条書きされた留意点の一には「承詔必謹 コノ際一切ノ私念ヲ棄テテ大詔ヲ奉戴シ飽クマデ冷静、沈着秩序ノ維持ニ努メ、以テ皇國再建ノ活路ヲ拓クベシ」とある。日本基督教団が、第一に留意すべきことと考えたのは「皇國再建ノ活路ヲ拓ク」ことであつたことを覚えたい。「皇國ノ徹底的勝利ノ為ニ信徒ノ総力ヲ奉獻」した教会は、「国体護持ノ一念ニ徹シ」、「新日本ノ精神的基礎建設ニ貢献センコトヲ嚴カニ誓」つて敗戦を迎えたのである。そこには天皇に対する敗戦責任の懺悔こそあれ、罪の自覺はなかつた。

二、総懺悔運動のめざすもの

その他戦後対策を討議した。その前夜、賀川は東久邇首相の招きを受け内閣参与就任を要請される。人払いした席で東久邇首相は、次のように賀川に言つたといふ。

「日本の道義が地におちて、誰もこれを救う力がない。どうか、あなたに十分の活動をしていただきたい。外国人への敵愾心を憎悪を払拭しなければ、ボツダム宣言の履行もできない。世界平和を目指して諸外国と日本とをむすぶために活動する資格のある者は他にいない。これもあなたに御尽力願いたい。私が首班になつてゐる内閣も、今ままの組織では、到底アメリカを満足させることはできない。それで新しく内閣に参与制度をつくりたい。あなたもぜひ参与となつてもらいたい。」⁽⁹⁾

連合軍の進駐を控えた東久邇内閣の当面の課題は、占領軍対策であり、国体護持であった。敵性宗教であったキリスト教は、ここにおいて一躍脚光を浴び、とりわけ賀川は時代の寵児となつてゆく。賀川は参与就任要請を受諾した。

八月二十八日、東久邇宮首相は初めての記者会見をし、国体護持が皇國当面の至上命題であることを明らかにする。記者団の質問に対し、「国体護持」ということは理屈や感情を超えた固いわれわれの信仰である。先祖伝来我々の血液の中に流れている一種の信仰である」と答えた首相は、国民道義の低下を憂えて、「全国民総懺悔をすることがわが国再建の第一歩である」とした。

二十九日、教団幹部は賀川を交えて会合し、首相の意向を受けて「国民総懺悔運動」の推進を決定する。教団幹部が懸念したことは時局便乗を非難されることであった。そこで彼らは軍部や政府を批判する立場を取らず、共に懺悔する道を選ぶ。戦時下における教会と国家の一体性が、「」にきていよいよ明白になる。彼らはまた、アメリカも含め全世界がキリストの前に懺悔することを指向したらしい。⁽⁹⁾ それは間違つてはいらない。しかし、天皇を神と並べたことも、皇軍が蹂躪し教会が宣撫に努めた人々のことも、罪として認識される」とはなかつた。ゆえに懺悔は責任の所在を曖昧

にする」とでしかも、神学的な事柄ではなく心情的な事柄であり、教会的反省であるよりは政治的方便でしかなかつた。

この時期の政府によるキリスト教利用は露骨である。九月一日、前田多門文部大臣は、国交調整におけるキリスト教の重大な役割への期待を語り、九月二十日には東久邇首相が在日外国人宣教師一行、及び日本基督教団の富田統理他二十数名の代表者と会見する。その折、富田統理ほか教団三役と天主公教団統理土井辰雄以下三名に下された東久邇宮首相の「令旨」は、政府の身勝手と教会の腑甲斐なさを示してあまりがある。

「今後国民ノスベテガ敗戦ノ事実ヲ深ク認識シ、今マテ一切ノ行懸リヲ擲チ四海同胞相和シ相愛スル精神ヲ以テ戦争中ノ敵国ニ対スル憎シミヲ解消シ進ンデ國際間ノ理解ト親善トヲ促進シ以テ世界永遠ノ平和ノ為ニ努力シナケレバナラナイト思ヒマス」

そして国民道義の昂揚のための努力を要請され、富田統理は一同を代表して「奉答ノ辞」を述べて言う。

「今日我等ハ殿下ヨリノ御召ヲ忝ウシ茲ニ有リ難キ令旨ヲ給ハリマシタ事ハ無常ノ光榮ト存ジ深ク感激シテ已マザル所デ御座居マス。我日本ニ基督教が伝来シテ以来未ダ曾テ有ラザリシコトニテ子々孫々ニ語リ伝ヘネバナラヌ名譽デ御座居マス」

そして「新日本ノ建設ニ最モ重要ナル國民道義ノ昂揚ト國際親善、世界平和トノ為ニ基督教界ノ總力ヲ挙ゲテ尽シ以テ令旨ニ答ヘ奉リタク……」と協力を誓つたのである。⁽¹⁰⁾

敗戦からわずか半月間の出来事を見て明らかなことは、教団は私たちが今日考えるような意味での罪責は自覚しなかつたし、悔い改めることもなかつたということである。また「國家との関係で言えば「報國のキリスト教」であることに変わりはなく、「國民總懺悔運動」のお先棒を担ぐことで、國体護持に大いに貢献したことである。安藤肇牧師の言葉

を借りれば、自由が回復した時に何をして、何をしなかつたかということであるが、國体を護持して罪の告白をしなかつた責任は、戦時下における罪責以上に重く、戦後の教会史に影を落とすことになる。

四、天皇免責と賀川豊彦

賀川豊彦をめぐる動向を中心に、もう少し総懺悔運動と天皇の免責について考えてみたい。すでに述べてきたように、敗戦後いち早く、しかも最も大きな影響力をもつて動き出したのは賀川豊彦である。

賀川は当時世界にもつともよく知られた日本の平和主義者であった。しかし、佐治孝典によれば、彼は絶対平和希求の反戦論者ではなく、日本の立場を弁え国法に従順な平和愛好者に過ぎなかつた。⁽¹¹⁾ 賀川は一九四〇年の渋谷憲兵隊による拘留の後、平和の理想よりも国難に協力し戦争を支持する第一回の転向を遂げる。一九四一年四月キリスト教平和使節団の一員としてアメリカに渡り、一行が帰国したあとも一人残つて八月まで全土を経巡つて戦争回避のために奮闘するが、それは主に日本の立場の弁明であった。対米開戦後の一九四三年五月には、神戸における講演が反戦思想であるとして相生橋警察署に一晩拘禁され、十一月には良心的非戦論をあおつたとして九日間、東京憲兵隊本部での取り調べを受け、以後公的活動は著しく制限されることになつた。その後、彼は「永年持つて居つた平和論を太平洋上に捨てざるを得なくなつた」として国際戦争反対者同盟を脱退し、キリスト教に基づく良心的非戦論者の団体国際友和会日本支部を解散している。佐治はこれを第二の決定的な転向、積極的な戦争協力への転身と呼んでいる。

日本帝国主義国家の侵略戦争と、天皇制国家の欺瞞を見抜くことのできなかつた賀川の平和思想は破綻し、一九四四